

新津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

1. 変更の概要

変更種別：除外

秋葉区蕨曾根地内において農家の分家住宅建設のため農用地区域からの除外変更を行うものである。

番号	除外箇所				変更後の用途
	土地の所在	登記地目	農用地区域からの除外理由	面積 m ²	
1	新潟市秋葉区蕨曾根 ●番●の内	畑	法第 13 条第 2 項該当	216	分家住宅

補足：変更箇所は変更箇所詳細図のとおり

2. 変更理由

変更箇所がある蕨曾根集落は、信濃川右岸の堤防下に立地する純農村地帯で施設園芸が盛んな地域で、集落内は農家住宅と農振農用地区域が混在しているという地理的特徴がある。

申出者は、現在秋葉区蕨曾根集落において農業を営んでいる農業者（実家）の長女であり、結婚し集落外へ出ていたが、両親の高齢化が進み農作業を続けることが難しくなっている中、農業継続のために後継者を早く育てなければならない状況にある。実家は、70 歳近い両親と申請者（手伝い）の 3 人で経営する花き農家で、自宅そばにハウス 5 棟、ガラス温室 2 棟、近隣にハウス 11 棟、このほかに水稲 1.2ha を耕作するなど、地域農業の中核的役割を担っている。

今回、就農のため申出者夫婦が集落に定住し農業経営を引き継ぐことは、農村集落の維持・活性化とともに地域農業の担い手の確保にも繋がることとなる。

当該土地は、農地利用面においても農地の集団性に支障を及ぼさないなど、農振法第 13 条の 2 に規定する除外要件をすべて満たすことから、当該土地を農振農用地区域から除外するため新津農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

3. 変更箇所位置図及び詳細図

別添のとおり

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの。）

該当なし

5. 変更経過

平成 29. 5. 18	新津農振地域整備計画変更案に係る事前相談申出書	(県提出)
平成 29. 7. 7～8. 7	新津農振地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧	(異議申出なし)
平成 29. 8. 28	新津農振地域整備計画変更案に係る県との法定協議	(県提出)
平成 29. 8. 29	新津農振地域整備計画変更案に係る県との法定協議	(県回答)
平成 29. 9. 8	新津農振地域整備計画変更案に係る 1 2 条公告	(農振除外)